新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

子育て世帯応援給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、食費等の物価高騰等に直面する子育 て世帯を支援するため、市独自の支援として、本市に居住するすべての高校生以下の児童 1 人につ き 2 万円を支給します。(所得制限はありません)

対象児童	次の ②のいずれかに該当する児童 ①令和4年12月1日時点において本市に住民登録がある、平成16年4月2日以降に生まれた児童 ②令和4年12月2日から令和5年3月31日までの間に生まれた新生児で、出生時点において、本市に住民登録がある児童
支給対象者	対象児童を養育している者対象児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設長
支給額	児童 1 人当たり 2 万円
申請方法	 ●申請が不要な人 令和4年12月分の児童手当が本市から支給される人は申請不要です。対象となる人には給付金支給のご案内を郵送しました。令和5年2月下旬に児童手当の受取口座に支給します。 ●申請が必要な人 高校生のみを養育する人、所得が所得上限限度額以上で児童手当の受給要件から外れた人、公務員等、本市から児童手当を受給していない人は申請が必要です。郵送または持参により申請してください。給付金支給のご案内が届いている人は、文書に記載のQRコードを読み込み、電子申請することもできます。 申請期限:令和5年3月15日以(必着) ※令和5年3月1日以降に生まれた新生児を養育する人は、新生児の出生の翌日から15日以内が申請期限となります。 ※申請書はホームページからダウンロードすることもできます。
提出先	〒 756-8601 山陽小野田市役所 企画課 ※提出先と問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
問い合わせ先	子育で支援課(☎82-1175) 平日8:30~17:15

商品券(スマイルチケット)の使用期限は2月28日公までです

商品券(スマイルチケット)の使用期限が近づきました。期限を過ぎると商品券は使用できません。また商品券は、現金(電子マネーを含む)との引換えができませんので、期限までに使用していただきますようお願いします。**固商工労働課(282-1150)**





